

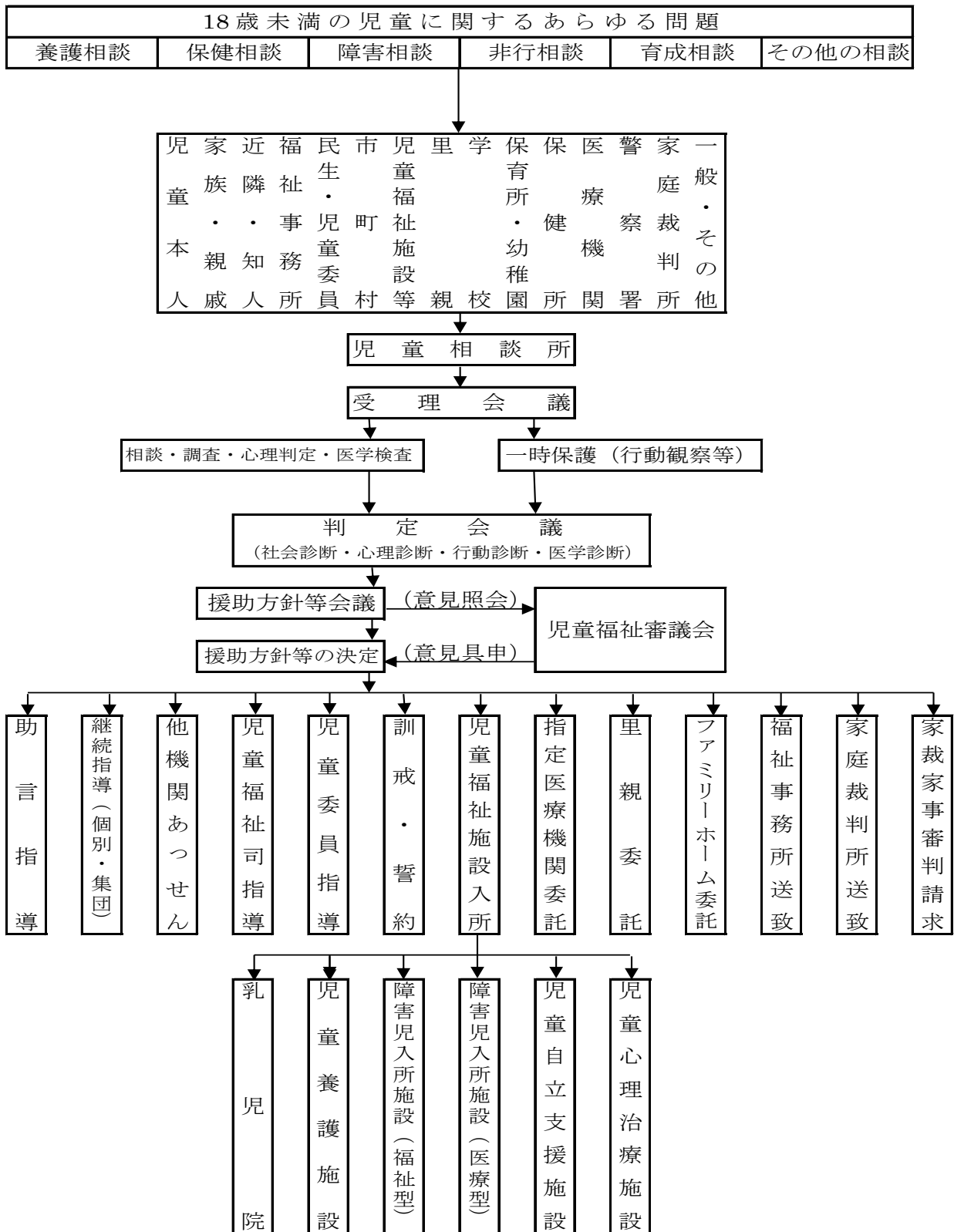
### 3 福祉子ども総室【五所川原児童相談所】

#### 3-1 児童相談業務

##### (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談	
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子どもに関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれに分類する。）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けたときには通告がなくても、調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談はこれに該当する。）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園ならびに保育所在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 業務の流れ



### (3) 相談の種類別状況

平成30年度に西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室（五所川原児童相談所）が受け付けた相談の総件数は345件で、前年度と同数となった。

「知的障害」が142件（41.2%）と一番多く、次いで「養護」が110件（31.9%）、「発達障害」が33件（9.6%）となっている。

表1 相談の種類別受付件数

種類	養護	保健	障 害					
			肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発 達障害	重症心 身障害	知的 障害	発達 障害
平成30年度 (件)	110		4			1	142	33
管内 (%)	31.9		1.2			0.3	41.2	9.6
前年度比 (件)	+25		+1		-3	+1	-8	-3

種類	非 行		育 成			その他	計	
	ぐ 犯 行為等	触 法 行為等	性 格 行 動	不登校	適 性			育 児 しつけ
平成30年度 (件)	5	1	20	6	1	1	21	345
管内 (%)	1.4	0.3	5.8	1.7	0.3	0.3	6.0	100.0
前年度比 (件)	+1	-1	+15	-1	-4	-1	-22	0

### (4) 相談の経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が180件（52.2%）で最も多く、次いで「警察」からの相談が55件（15.9%）、「県・市町村」からの相談が34件（9.9%）となっている。

表2 相談の経路別受付件数

区 分	件 数	割合 (%)	区 分	件 数	割合 (%)
県・市町村	34	9.9	教育委員会等	2	0.6
福祉事務所	12	3.5	里 親	5	1.4
児童委員			家族・親戚	180	52.2
児童福祉施設	16	4.6	近隣・知人	6	1.7
警 察	55	15.9	児童本人	4	1.2
家庭裁判所			そ の 他	7	2.0
保 健 所			合 計	345	100.0
医療機関	4	1.2	巡回相談（再掲）		
学 校	20	5.8	電話相談（再掲）	65	18.8

(5) 相談の措置及び処理状況

相談に対し措置及び処理した件数は343件で、「助言指導」が291件(84.8%)、「継続指導」が4件(1.2%)、「他機関あっせん」が4件(1.2%)「児童福祉司指導」が2件(0.6%)、「児童福祉施設入所」が5件(1.4%)、「障害児施設等の利用契約等」が14件(4.1%)となっている。

表3 相談の措置及び処理件数

区 分	件 数	割合(%)	区 分	件 数	割合(%)
助 言 指 導	291	84.8	児 童 福 祉 施 設 入 所	5	1.4
継 続 指 導	4	1.2	指 定 医 療 機 関 委 託		
他 機 関 あ っ せ ん	4	1.2	里 親 委 託		
児 童 福 祉 司 指 導	2	0.6	法27条1項4号による家庭 裁 判 所 送 致		
児 童 委 員 指 導					
福 祉 事 務 所 送 致 ま た は 通 知			障 害 児 施 設 等 利 用 契 約	14	4.1
訓 戒 ・ 誓 約			そ の 他	23	6.7
			合 計	343	100.0

(6) 相談理由別処理状況

(6)－1 養護相談

処理された養護相談112件の相談に至った主な理由としては、「家庭環境」(虐待、経済的理由、就労等)から生じたものが112件と100%を占めた。

処理の内訳としては、「助言指導」が100件、「児童福祉施設入所」が4件、「児童福祉司指導」「継続指導」がそれぞれ1件となっている。

なお、虐待相談は養護相談に含まれ、養護相談 112 件のうち 82 件である。

表 4 養護相談の理由別処理件数

区 分	家出 〔失踪 含む〕	死亡	離婚	傷病 〔入院 含む〕	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所						4		4
里 親 委 託								
児 童 福 祉 司 指 導					1			1
継 続 指 導					1			1
助 言 指 導					75	25		100
そ の 他					5	1		6
平成30年度 (件)					82	30		112
管 内 (%)					73.2	26.8		100.0
前 年 度 比 (件)					+25	-4		+21

①管内の里親委託状況

登録里親数6組のうち実際に委託を受けた里親は4組（委託率は66.7%）、委託里子数は6人であった。

表5 管内の里親委託人数

区 分	登録里親数 (組)	委 託 里 親		委託里子数 (人)
		実数(組)	委託率(%)	
平成30年度管内	6	4	66.7	6
前 年 度 比	-2		16.7	

※ 里親制度とは、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度。里親は都道府県知事が認定する。

②虐待相談（養護相談の再掲）

平成30年度の虐待相談対応件数は82件で、前年度に比して25件増加している。虐待の内容別では、「心理的虐待」が51件（62.2%）、「身体的虐待」が24件（29.3%）であり、虐待者では、「実父」が37件（45.1%）と最も多い。

表6 虐待の内容別件数

分類別		身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	養護放棄・怠慢 (ネグレクト)	計
平成30年度 管 内	(人)	24	51	1	6	82
	(%)	29.3	62.2	1.2	7.3	100.0
前 年 度 比	(人)	+10	+11	+1	+3	+25
平成29年度 管 内	(人)	14	40		3	57
	(%)	24.6	70.2		5.2	100.0

注 子ども虐待ホットライン分を含む。

表7 虐待者別件数

虐待者別 件 数	実	実	実	実	祖	祖	兄	義	親	そ	不	計	両親 (再掲)	
	父	実父以外の 父親	母	実母以外の 母親	父	母	弟	兄	弟	親	そ の 他			詳
	37	11	23	1	4	3						3	82	13

表 8 虐待相談の処理別件数

処理別	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	計
件数	75	1	4	1			1	82

(6)－2 障害相談

全相談件数の52.3%を占める障害相談の処理件数の内訳は、「知的障害」が140件(78.7%)で最も多く、次いで「発達障害」が33件(18.5%)、「肢体不自由」が4件(2.2%)、「重症心身障害」が1件(0.6%)となっている。

表 9 障害別件数

障害別	肢 不 自 由	体 障	視 障	聴 障	覚 障	言語発達 障害等	重症心身 障害	知的障害	発達障害	計
平成30年度 (件)	4						1	140	33	178
管内 (%)	2.2						0.6	78.7	18.5	100.0
前年度比 (件)	+1					-3	+1	-10	-3	-14

(6)－3 非行相談

非行相談の処理件数は5件で前年度に比して1件減少している。その内訳は、「暴力」「家出・浮浪」「窃盗」がそれぞれ1件となっている。

なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 10 非行相談の理由別件数

	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出 し	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 喝	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	計
児童福祉施設入所								1					1
里親委託													
助言指導				1									1
継続指導	1								1				2
児童福祉司指導								1					1
その他													
平成30年度 (件)	1			1				2	1				5
管内 (%)	20.0			20.0				40.0	20.0				100.0
前年度比 (件)	+1			-3				+2			-1		-1

(6)－4 育成相談

育成相談の処理件数は27件で前年度に比して7件増加している。内訳は「性格行動」が19件(70.4%)と最も多く、次いで「不登校」6件(22.2%)、「適性」「しつけ」がそれぞれ1件(3.7%)となっている。

表 11 育成相談件数

区 分	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	計
平成30年度 (件)	19	6	1	1	27
管 内 (%)	70.4	22.2	3.7	3.7	100.0
前年度比 (件)	+14	-2	-4	-1	+7

※ 不登校相談の処理状況

不登校相談の件数は6件で前年度に比して2件減少した。その処理では、「助言指導」が6件となっている。

表 12 不登校相談件数

処理別	施設入所	福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	計
平成30年度 (件)				6		6
管 内 (%)				100.0		100.0
前年度比 (件)				-2		-2

3－2 判定業務

(1) 相談種類別判定の状況

平成30年度の判定件数は154件、その内訳は「知的障害」が98件(63.6%)、「発達障害」が24件(15.6%)、「養護」が15件(9.8%)となっている。

判定の内訳では、医学的診断指導件数は84件、心理学的診断指導件数は719件となっている。

表 13 相談種類別判定件数

	養 護	保 健	肢 体	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 障	的 害	発 達 障 害
平成30年度 (件)	15						98		24
管 内 (%)	9.8						63.6		15.6
前年度比 (件)	+6				-1		+2		+4

種類別	非 行		育 成				その他	計
	ぐ 犯 触 法	行 為 等 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け		
平成30年度 (件)	2	2	10	2	1			154
管 内 (%)	1.3	1.3	6.5	1.3	0.6			100.0
前年度比 (件)	+2		+6	+2	+1			+22

表 14 医学的・心理学的検査件数

	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察指導	計
児童	40			40	142	42	39	31	229	483
保護者	44			44					205	205
その他									31	31
平成30年度(件)	84			84	142	42	39	31	465	719
管内(%)	100.0			100.0	19.8	5.8	5.4	4.3	64.7	100.0
前年度比(件)	+8			+8	+32	-7	+16	-1	+132	+172

(2) 判定書（証明書等）の交付状況

判定書（証明書等）の交付は187件で、前年度に比して5件増加した。

交付した判定書（証明書等）の内訳では、愛護手帳のための判定書の交付が87件と最も多く、特別児童扶養手当は34件となっている。

表 15 判定書（証明書等）の交付件数

目的別	特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育書 （見守り）	その他 （福祉手当、 障害証明書）	計
平成30年度(件)	34	87		66	187
管内(%)	18.2	46.5		35.3	100.0
前年度比(件)	+10	-8		+3	+5

(3) 心理療法・カウンセリングの状況

心理療法・カウンセリングの総件数は709件で、児童福祉司等によるカウンセリングが649件、児童心理司等による心理療法・カウンセリングが60件となっている。

表 16 心理療法・カウンセリング件数

区分	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児童		27	112		139
保護者		17	212		229
その他		16	325		341
平成30年度(件)		60	649		709
管内(%)		8.5	91.5		100.0
前年度比(件)		-17	+504		+487



### 3-3 一時保護

#### (1) 実人員及び延人員

平成30年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は19人で、前年度比15人増となっている。延人員の総数は293人で、前年度比212人増となっている。

表 17 一時保護の実人員及び延人員

区 分	中央児相の 一時保護		所内保護		保護委託		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成30年度 (件)	10	272			9	21	19	293
管内 (%)	52.6	92.8			47.4	7.2	100.0	100.0
前年度比 (件)	+8	+193			+7	+18	+15	+211

#### (2) 相談種類別保護児童の状況

管内で一時保護（保護委託を含む）した児童を相談種類別にみると、実人員では、「養護」が15人（78.9%）、「非行」が4人（21.1%）であり、延人員では、「養護」が213人（72.7%）、「非行」が80人（27.3%）となっている。

表18 相談種類別保護児童数

区 分	養 護		障 害		非 行	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成30年度 (件)	15	213			4	80
管内 (%)	78.9	72.7			21.1	27.3
前年度比 (件)	+12	+172			+3	+39

区 分	育 成		保健・その他		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成30年度 (件)					19	293
管内 (%)					100.0	100.0
前年度比 (件)					+15	+211

### 3-4 児童相談所の事業

#### (1) 子ども虐待防止対策

##### (1)-1 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っている。

##### (1)-2 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験をもつ子どもやその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する子どもを指導している児童福祉施設職員への援助等を実施している。

#### ① 被虐待児個別治療

児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
1	10	10

#### ② 被虐待児童の保護者指導

保護者数	延指導回数
8	44

#### ③ 被虐待児親子指導

世帯数	指導回数	児童指導延人数	保護者指導延人数
4	37	39	39

#### ④ 児童福祉施設職員指導

実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
1	8	12	86

#### (2) 里親及び里親会活動支援（西北里親会）

家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預かり、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育て又は育てようとする里親の集まりである西北里親会の活動を支援した。また、弘前児童相談所と協力して、中弘南黒里親会と合同の交流会や研修会の活動を支援した。

- ・ 総会、里親サロン、交流会、研修会等

### (3) 市町村支援事業

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町村に児童家庭相談窓口が設置され、管内市町への支援に取り組んでいる。

管内の全市町では、既に要保護児童対策地域協議会が設置され、当所職員が委員として参画し支援を行っている。

管内市町数	設置市町数	児童相談所からの会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	ケース検討会議
6市町	6市町	2回	7回	11回